

令和6年度 文教委員会資料

【議案第1号】

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

参考資料1 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部改正にかかる新旧対照表

参考資料2 特定非営利活動法人の条例指定制度について

市 民 文 化 局

(令和7年2月10日)

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例 平成24年6月26日条例第29号 (欠格事由) 第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人となることができない。 (1) その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの ア 第17条第1項(第7号から第9号までを除く。次号において同じ。) 又は第2項の規定により指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続が行われた場合において、その手続が行われる原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者で指定特定非営利活動法人に該当しないこととなった日から5年を経過しないもの イ 特定非営利活動促進法第47条第1号イに該当する者 ウ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 エ 特定非営利活動促進法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)若しくは神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はそ	○川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例 平成24年6月26日条例第29号 (欠格事由) 第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人となることができない。 (1) その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの ア 第17条第1項(第7号から第9号までを除く。次号において同じ。) 又は第2項の規定により指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続が行われた場合において、その手続が行われる原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者で指定特定非営利活動法人に該当しないこととなった日から5年を経過しないもの イ 特定非営利活動促進法第47条第1号イに該当する者 ウ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 エ 特定非営利活動促進法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)若しくは神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はそ

改正後	改正前
の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 オ 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下このオにおいて同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第7号イにおいて同じ。） （2） 第17条第1項又は第2項の規定により指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続が行われた場合において、指定特定非営利活動法人に該当しないこととなった日から5年を経過しないもの （3） 特定非営利活動促進法第47条第2号に該当するもの （4） その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの （5） 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの （6） 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの （7） 次のいずれかに該当するもの ア 暴力団 イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの	の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 オ 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下このオにおいて同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第7号イにおいて同じ。） （2） 第17条第1項又は第2項の規定により指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続が行われた場合において、指定特定非営利活動法人に該当しないこととなった日から5年を経過しないもの （3） 特定非営利活動促進法第47条第2号に該当するもの （4） その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの （5） 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの （6） 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの （7） 次のいずれかに該当するもの ア 暴力団 イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

特定非営利活動法人の条例指定制度について

平成 23 年の地方税法の改正により、NPO 法人への寄附を促すため自治体が条例において個別に指定した NPO 法人を個人住民税の寄附金税額控除の対象とする「条例指定制度」が創設されたことを受け、本市では平成 24 年 6 月に「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例」を制定するとともに、同年 12 月に「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例」を制定しました。

1 条例指定制度の概要

- 個人住民税の寄附金控除の対象となる NPO 法人を都道府県又は市区町村が条例で指定
- 制度導入や指定の基準の設定等は各自治体の裁量
- 指定に当たっては、法人の名称と主たる事務所の所在地を条例に規定

2 本市における指定基準(概要)

NPO 法人の活動の公益性を判断する「公益要件」と、運営面での健全性を判断する「運営要件」という二つの視点での基準を条例・規則で設定しています。

「公益要件」

(1) 市内における公益的活動の実績

市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われていること。

(2) 地域における支持

その法人の活動に賛同して寄附等をした川崎市民の数で客観的に判断することを基本とし、次のいずれかを満たすこと。

- ① 年間 3,000 円以上の「寄附」等をした「川崎市民」の数が年平均 50 人以上
- ② 年間 1,000 円以上の「寄附」等をした「川崎市民」の数が年平均 100 人以上
- ③ 認定 NPO 法人であること(本市の条例指定を経て認定を取得した法人を除く。)。

「運営要件」

- ① 運営組織及び経理が適切であること。
- ② 事業活動が適正であること。
- ③ 情報公開を適切に行うこと。
- ④ 事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に提出していること。
- ⑤ 法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑥ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

3 条例指定を受ける主なメリット

- 本市の指定を受けると、個人がその法人に寄附した場合、個人住民税（市民税8%）の寄附金税額控除（適用下限額：2,000円）が受けられます。（その法人が神奈川県から条例指定されている場合、県民税2%の寄附金税額控除（適用下限額：2,000円）が受けられます。）

例：個人が1万円を寄附した場合の市民税の控除額

$$\{10,000\text{円} - 2,000\text{円（適用下限額）}\} \times 8\% = 640\text{円}$$

- 法人の事務所がある自治体において指定を受けると、認定NPO法人制度^(※1)の基準の中で最も難しい基準と言われているパブリック・サポート・テスト^(※2)を満たします。

※1 一定の基準を満たして認定を受けたNPO法人に対し、寄附金控除等多様な税制上の優遇措置を付与することにより、そのNPO法人への寄附を促し、活動を支援する制度

※2 法人が広く市民からの支援を受けているかどうかを示す指標

4 指定手続の流れ

1 事前相談	提出書類等の確認
2 指定の申出期限	年2回（1月末、7月末）
3 縦覧	申出書受付後、1か月間「情報プラザ」で公開
4 審査	書類審査→ヒアリング・法人事務所での調査等→審査会による審査
5 条例議案	審査会で「指定相当」とされた法人について、その名称と主たる事務所の所在地を記載した条例議案を提出
6 指定	上記条例の施行日に指定NPO法人となります。

5 川崎市指定特定非営利活動法人審査会

- ・川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の規定に基づき設置
- ・学識経験者並びに市民活動に関する知識及び経験を有する者6名以内で構成し、指定の申出内容の審査及び指定の適否を市長に答申

【参考：寄附金控除の概要について】

認定を受けていれば：所得税税額控除 40%※₁
 市の指定を受けていれば：市民税税額控除 8%※₂
 県の指定を受けていれば：県民税税額控除 2%※₃

} 最大 50% の税額控除

※1：所得税法 78 条（租税特別措置法 41 条の 18 の 2 によるみなし適用）

※2：地方税法 314 条の 7 第 1 項 3 号又は 4 号（市条例による指定）

※3：地方税法 37 条の 2 第 1 項 3 号又は 4 号（県条例による指定）